

さくらユウワ情報

令和4年6月号

〒891-0115

鹿児島市東開町 3-170

TEL 099-260-0100 FAX 099-260-0113

ホームページ <http://tia.tkcnf.com/>

✉ tia@tkcnf.or.jp

No.497

18歳から大人！とビジネスワード

所長 貫見 昌良

民法の改正(第4条 年齢18歳をもって成年とする。)で、成年年齢が4月1日から18歳に引き下げられています。何歳を大人とするのか。お隣の韓国(大韓民国)は19歳、インドネシアやミャンマーは15歳だそうです。アメリカは州によって18歳、19歳、21歳。日本のこれまでの「20歳」という年齢は、1896年(明治29年)の民法制定ときに徴兵制度や課税の基準年齢であった「満二十年」に合わせたと考えられています。

現在、生年月日によって新成人となる日が、次のようになります。

	生年月日	新成人となる日	成年年齢
1	2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2	2002年4月2日から 2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
3	2003年4月2日から 2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
4	2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

例えば平成15年(2003年)6月1日が誕生日の方は、いまは誕生日を過ぎて19歳ですが、4月1日には成年年齢(18歳)になっています。3月31日までは未成年なのです。誕生日とリンクしていない分、勘違いしてしまいそうです。

未成年で問題になりそうなのは、贈与の意思問題です。未成年者は単独で法律行為の当事者になれないので契約書の署名者・特別代理人欄の記載などには注意が必要です。あと相続税で未成年者控除という優遇策があったのですが、これまで20歳まで使えていたのが18歳までとなってしまいました。残念！

◆社会人のビズワード

成年年齢になり社会人となるとそこにそびえ立つのはビジネスの世界です。ここで使われている？ビジネス用語が難しい。正直に言います、ついていけません。そこで見つけたのが『とまどい社会人のビズワード講座 #とまどい』(Eテレ)です。メインパーソナリティーは永瀬 廉さん(King & Prince)、進行アシスタントが伊藤俊介さん(オズワルド)。

ビジネス用語で飛び交うのはカタカナ語です。「そのビジネス用語、知りません」とは言いにくいです。分かったような顔をして会話は進みます。めげさせ脱シタカ。まず出てきたのが「アジェンダ」。そもそもは教会で行われる礼拝の規程や手順をまとめた文章です。やらなきゃならないものを指します。ビジネスシーンでのアジェンダは議題や会議の進行予定。アジェンダがない会議はほぼありません。でも議題と言えはいいものをなんでカタカナを使うんでしょうか。いや、「議題」も平安時代に中国から伝わったことばです。当時は、中国スタイルを輸入して儀式チックに「議題」を使いました。いまは、欧米スタイルを輸入する感覚で「アジェンダ」を使います。効率的に会議をしていきましょうというスタイルです。

- ・レッドオーシャン 血で血を洗うような激しい競争の起きている市場
 - ・ブルーオーシャン ライバルの少ない穏やかな狙い目の市場
 - ・ピボット 企業が行き詰まったとき生き残る道を探してビジネスモデルを方針転換すること
- 大事なのは軸があること。自分たちの強みを他に展開できる。片足を軸足としてコートに固定させ、もう片方の足で自由にステップを踏み込む、バスケット特有の動き方から来ているらしい。

単語の意味だけでなく、その単語を使う意図やシチュエーションまで理解するとことばの世界が広がります。“はたらく世界”だけではなく、世界は言葉でできています。考えることは、つまり言葉で考えることです。感じることも、思うことも、言葉があって伝わります。「ボールのことば」と表現する方もいます。なるほど。ボール(ことば)が相手に届いていますか。じぶんだけボールを持っていませんか。ゆっくりな取りやすいボールも、取れるかどうか分からない強いボールもどちらも魅力的です。あなたはどんなボールを投げますか。

「創造力を高める右脳発想」

イメージ

形に

右脳で想像して、それを左脳で創造する

「日本人は、今日まで「左脳(5感)」に偏った生き方をしてきた。偏差値やIQの高い高学歴の左脳型の人たちが出世して、その人たちが各界のリーダーとして日本をリードしてきた。日本人は、もっと右脳(感じる・閃く・直感)と協働して生活していくべきだ」—Dr 春山茂雄著『脳内革命』(平成7年発刊)で述べている。

私は、今年2月に、月刊『致知』3月号で「生涯『右脳主体』の生き方を貫いた『論語と算盤』の渋沢栄一」(篠浦伸禎・都立駒込病院脳神経外科部長)の記事と出会ったのです。著者は、この記事で次のように述べています。

「左脳は、言語を司っており、言葉で現実を切り取り、物事を明確にしていく、自分と他人というように目に見える世界を区別していく機能があります。例えば自分が信じているものは正義であり、それに反するものは悪だという二元論に陥りやすく、攻撃的になるのも事実です。一方、右脳は、その逆で目の前の瞬間・瞬間の現実そのものに対応していく、つまり、左脳のように周囲と区別するのではなく、一つのものとして調和・共振していくのです。ですから、右脳が活性化すると、周囲と調和して孤独感がなくなり、幸福感に繋がります。渋沢の人生を見ると、まさに調和や幸福感に繋がる右脳を主体とし、論理的な左脳がそれをサポートしている。渋沢は脳の使い方が抜群にうまかったのです」

この記事を読んで、『右脳思考を鍛える』(2019. 10. 19 購入—内田和成・早稲田大学ビジネススクール教授著)の本を思い出し、早速、書棚から取り出して、気になって頭に残っていたページを読み返したのです。それは、次のとおりです。

『創造力を高める右脳発想』……………印の行は、小生(徳留)が理解しやすいように表現したものです

- ①右脳で考え、左脳で整理する……………右脳で感じたことを、左脳で書き出す
- ②右脳で発想し、左脳で確認する……………右脳でイメージ(想像)して、左脳で形に(創造)する
- ③右脳で散らかして、左脳で片づける……………右脳で気ままに引き出して、左脳で整理する
- ④右脳で発見して、左脳で解決する……………右脳で気づいて、左脳で即行する

私は、上記「渋沢栄一」の記事と出会って、「左脳」と「右脳」の認識が、平成7年の『脳内革命』以来実に27年ぶりに大逆転しました。平成7年から今日まで、「左脳が主体で、それを右脳がサポート(協働)する生き方」をしてきておりました。それを、この2月に、「右脳を主体にして、それを左脳がサポート(協働)する生き方」へ大転換することを決意しました。

つまり、『右脳』で、“やりたいこと”“ゴールの姿”をイメージ(発想)して⇒それを、『左脳』で、形に(創造)することです⇒右脳(主体)と左脳(サポート)の力で、“やること”“やりたいこと”(目標・計画)をハッキリさせる、ということなのです。

⇒すると、自分に不思議な力が湧き出てきます。そのハッキリさせた目標・計画が、弱い意志の己を、強い意志の己に変えてくれるのです⇒その訳は⇒『人生成功のカギは、学歴や能力に関係ない。“目標設定”にある』これが、SMI・ポール・J・マイヤー(米)の成功法則であります。それは、『目標をハッキリ決めると』⇒『心構えが変わる』⇒『行動が変わる』⇒『結果が変わる』⇒『己が変わる』。これです。自分を変える力は、『目標』にあるのです！⇒やりたい目標を、ハッキリ決めることです。

いま、「右脳主体の生き方」で、社会のニーズを想像して、それを形に創造していく—「自己実現」に燃えています。

相談役 徳留忠敬

～岩元耕児会長の今月の郷土玩具～

目出鯛 (高崎張子)

群馬県を代表する郷土玩具といえば、高崎張子の代表格である「高崎だるま」です。高崎市の「小林山達摩寺(しょうりんざんだるまじ)のだるま市」は日本一の規模と言われ、1月6、7日の朝から夕刻まで開かれ、その市では高崎だるまの他にも招き猫など各種の張子が売られているそうです。

この「目出鯛」は、高崎張子の1つですが、だるまや招き猫と同じように商売繁盛などを祈念して作られているもので、**まさにおめでたい郷土玩具**だと言えます。福岡に住んでいる息子が、博多駅近くの全国の名産物を販売しているお店で見つけて送ってくれたものです。

高さは30cm横幅が50cmぐらいありけっこう大きくて、人形専用の箱が無かったものだから、宅急便で送ってもらうために随分と苦労したようです。

高崎張子のうち招き猫は持っているのですが、肝心の高崎だるまは、36年前に開業した時のいただき物で、胴の前部に岩元会計と大きく書かれた、かなり大きい高崎だるまを持っていたのですが、事務所移転の時?などに失くしてしまい、**現在は持っていません**。そのうちに入手したい思い入れのある郷土玩具の1つです。



群馬県高崎市

組織再編支援室より

組織再編支援室の設置についてのご挨拶

この度、税理士法人さくら優和パートナーズに組織再編支援室が設置されました。組織再編とは、会社組織を新たに編成し直すことを言います。企業グループ内での親会社・子会社関係や兄弟会社関係を想像して頂き、一つの法人にまとまる(合併)や、法人の一部を分ける(分割)などを思い浮かべて頂くイメージがし易いかと思います。

手法として新聞等で良く目にする合併・分割・株式交換・株式移転・事業譲渡などがあげられます。

組織再編の目的は、それぞれの法人・手法によって様々です。

一例として、合併は、経営の一元化によるコスト削減、企業規模の拡大によるスケールメリットの獲得などが挙げられます。分割は、不採算部門の切り離しや新規事業の独立などが目的とされる事が多いです。株式交換については、複雑化した株主関係を整理する場合等に利用します。株式移転については、ホールディングス化するために、グループ企業の株式を保有するための持株会社を作る時などに利用します。事業譲渡は、特定の事業や資産など限定された一部分を譲渡する(売却する)手続きとなります。

これらは、日常的に発生する税務業務ではありませんが、その必要性は増しています。企業を取り囲む環境が猛烈なスピードで変化しており、それに対応するために企業組織も変化する必要があります。また中小企業にとってもM&Aが企業成長にとって重要な手段となっており、企業グループ外の法人との組織再編も選択肢として考えられます。

弊所では、以前から組織再編のご要望に対応してきましたが、組織再編を使用する案件が増えてきた事、知識・経験を事務所内で集積する事を目的として支援室を設置することとなりました。

これまで以上に皆様のお役に立てるよう精進して参りますので、よろしくお願ひいたします。

組織再編支援室長 上床 格





富園税理士の相続税適正申告のためのQ&A



相続税の申告から調査まで【基礎編】

税理士 富園和生

相続人 今回、父が死亡したため相続税の申告が必要となりました。相続税申告をしますと、よく調査があると聞きました。なぜなのでしょう？

税理士 相続税の課税の根拠は（1）所得税の補完機能（2）富の集中排除機能の考え方があるとされています。申告が必要な方は、生前にそれなりの収入があった方が多いと思われます。亡くなられた方（被相続人といいます）の生前の収入に対し、所得税の補完機能が適正に機能しているかを確認するために、調査が行われるものが多いと考えます。事業をされている方のように帳簿等がありませんので、どのように処分されたのか不明であるため、調査の可能性が高いことを認識する必要があるものと考えます。

相続人 調査対象となるのはどのようなものが多いのでしょうか？

税理士 最近の鹿児島県内での調査件数はおおよそ100件程度と思います。（国税庁報道発表資料）その中で申告漏れと指摘されている財産は預貯金等が多いようです。通常であれば被相続人の名義のものが申告漏れとなることは少ないものと考えられます。では何が相続財産と認定されたのかといえば、ほとんどが家族名義預金等ではないかと思われます。被相続人の生前の収入からして、それに見合う預貯金等が申告財産となっているかが重要なポイントとなるのではないのでしょうか。土地・建物等は目に見えるものですから、申告漏れという理由で調査対象になることは少ないものと考えられます。

相続人 以外に調査対象となる要素ではどんなものがありますか？

税理士 最近では生命保険の権利等の申告漏れが指摘されることが多くなっているようです。以前は相続開始前に契約者の変更（被相続人から相続人へ）してもわかりませんでした。平成30年から契約者変更をした場合「支払調書」の提出が義務となりました。注意が必要です。

相続人 調査があるとしたらいつ頃に行われるのでしょうか？

税理士 少なくとも一週忌まではないものと思われます。（事務所の経験から）三回忌の前後頃に調査が行われるのではないのでしょうか。

相続人 現実問題として調査になった時には、どのような対応をしたらよいですか？

税理士 被相続人のことを知っているのは相続人だけです。税務署の質問には包み隠さず回答することが基本です。虚偽答弁等を行うと重加算税を賦課されることがあります。重加算税対象となると追徴分に対する部分は配偶者の税額軽減の適用ができません。いずれにしても申告時に財産把握が網羅でき、調査対象とならないようにしたいものです。もし調査になったら、当事務所がしっかりとサポートしたいと思います。



電子取引・インボイスへの対応について

電子帳簿保存法と消費税法が改正されました。

改めて整理すると、すべての事業者が大きく次の2つの制度改正に対応する必要があります。

- ① 電子取引データの電子保存義務化 ②消費税のインボイス制度



電子取引データの電子保存については宥恕措置が適用されています。したがって令和5年12月までは電子取引データを電子保存する練習を徐々に進めていけばよいということになりました。こちらは余裕をもって進めることができます。

一方、インボイス制度への対応はやるべきことが多く、取引先や営業部門も巻き込んだ対応となり、システム改修などに時間がかかることが想定されます。

よって、令和5年10月に迫るインボイス制度への対応に、今すぐ着手すべきであるとご認識ください。



項目	現行制度 (区分記載請求書等保存方式)	インボイス制度
請求書等の記載事項	①請求書作成者の名前 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引金額 ⑤相手方の名前 ⑥軽減税率適用の対象品目である旨 ⑦税率ごとの取引金額	左段①～⑦に加えて ⑧登録番号 ⑨適用税率 ⑩税率ごとに区分した消費税額等
請求書等の発行(売手側)		
請求書等の発行義務	なし	あり
請求書等の写しの保存義務	なし	あり
免税事業者の発行	可	不可
虚偽の交付への罰則	なし	あり
買手側		
仕入税額控除の要件	区分記載請求書の保存	インボイスの保存
3万円未満の仕入れ	保存義務なし	保存義務あり(※例外はP.20参照)
免税事業者からの仕入れ	仕入税額控除可	仕入税額控除不可 (経過措置あり)
その他		
納付税額の計算	割戻し計算 積上げ計算(経過措置)	①積上げ計算 ②割戻し計算 (詳細はQ10参照)

出典:「Q&A消費税インボイス制度開始に向けて準備すべきことは?」



経営革新部 今徳貴司



ワンストップ特例制度



そろそろお手元に住民税の納税通知書、住民税決定通知書が届いている頃かと思います。住民税は、前年の所得金額に応じて税額を負担する(一律10%)の所得割と、所得金額に関わらず住民税の課税対象となる人に一律で割り当てられる均等割が計算のベースとなります。確定申告をされない方でも、この住民税からふるさと納税の控除を受けることができる「ワンストップ特例制度」仕組みはご存じでしょうか?

ワンストップ特例制度

ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄付金控除が受けられる仕組みです。「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入して寄付した自治体に郵送することで、寄付金上限額内で寄付した内2,000円を差し引いた金額が、翌年6月～翌々年5月までの住民税から自動的に全額控除されます。

ワンストップ特例制度の申請条件

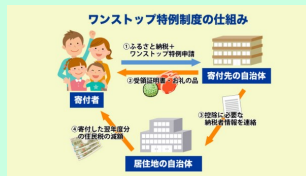
- 確定申告をする必要のない給与所得者等であること
→2,000万円を超える給与を受け取っている方、2か所以上の給与を受け取っている方、20万円を超える副収入がある方は確定申告の必要があるため申請できません。住宅ローン控除1年目や医療費控除で確定申告される方も申請できません。確定申告を行うとワンストップ特例制度による申請は無効になります。
- 1年間の寄付先が5自治体以内であること
→1つの自治体に複数回寄付しても1カウントです。
- 申込のたびに自治体へ申請書を郵送していること
→寄付した翌年の1月10日必着です。

申請に必要なもの

- 寄付金税額控除に係る申告特例申請書
- 本人確認書類(マイナンバーカード両面写し、通知カード写し+運転免許証写し等)

ワンストップ特例制度を利用した場合と確定申告をした場合の違い

確定申告では所得税と住民税がそれぞれ控除対象になりますが、ワンストップ特例制度で控除対象になるのは住民税のみです。所得税の控除分もまとめて住民税から控除されるため、ワンストップ特例制度を利用しても、控除上限額に達しない限り基本的に控除額に差はありません。



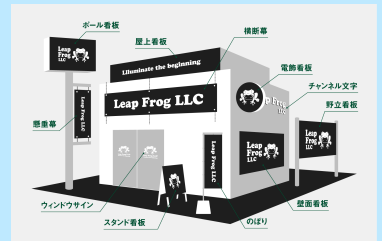
鹿児島中央支店 四反田伊穂李

お客様紹介

Leap Frog 合同会社

名刺から看板までご相談ください。

お探しの看板はどのタイプ?



用途に合わせてデザイン印刷します

チラシ/封筒/メニュー/リーフレット/パンフレット/シール/パネル/布印刷/Tシャツ/ジャンパー/SNSパネル/展示会装飾パネル/店内POP(等身大パネル)/アルミ複合板パネル

TEL 099-298-1039

LINEはこちら @188iqdz

MAIL メールはこちら info@leapfrog-llc.com

〒890-0071 鹿児島市三和町54-9

HP リーフログ合同会社 (leapfrog-llc.com)

Leap Frog 合同会社 (Leap Frog LLC) 担当岩坪